

議案第 55 号

総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について

総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年総社市条例第 34 号）等の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い，国に準じた旅費制度の見直しを行うため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年総社市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
(費用弁償) 第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費については、<u>総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定の例による。</u> (その他) 第5条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び期末手当の支給方法については、<u>総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の規定の例による。</u>	(費用弁償) 第3条 <u>議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として別表の旅費を支給する。ただし、公用車による県内への旅行の場合の日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しない。</u> 2 前項に定めるもののほか、議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員に支給する旅費については、<u>総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費の例による。</u> (その他) 第5条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、<u>費用弁償</u>及び期末手当の支給方法については、<u>一般職の職員</u>の例による。 <u>別表（第3条関係）</u>

改正後	改正前						
	旅 費						
	鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃 (1 キロに つき)	日当 (1 日につ き)	宿泊料 (1 夜につ き)	食卓料 (1夜 につ き)
	<u>県外乗車に要する運賃(運賃の等級を区分する線路による場合には2等), 特別急行料金(座席指定料金を含む(片道100キロメートル以上に限る。))又は急行料金</u> <u>県内乗車に要する運賃</u>	<u>乗船に要する運賃(運賃の等級を区分する船舶による場合には2等)及び寝台料金</u>	<u>航空機の利用に要する運賃(運賃の等級を区分する航空路による場合には最下級の運賃)</u>	<u>37円</u>	<u>県外 2,800円</u> <u>県内 1,300円</u>	<u>県外 14,000円</u> <u>県内 12,000円</u>	<u>700円</u>

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示、削除項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前														
(費用弁償) 第3条 別表第1に掲げる特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 <u>2 前項の旅費については、総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定の例による。</u> <u>3 略</u> (その他) 第4条 この条例に定めるもののほか、報酬の支給方法については、<u>総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の規定の例による。</u>	(費用弁償) 第3条 別表第1に掲げる特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として<u>別表第2の旅費</u>を支給する。<u>ただし、公用車による県内への旅行の場合の日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しない。</u> <u>2 略</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費の例による。</u> (その他) 第4条 この条例に定めるもののほか、報酬<u>及び費用弁償</u>の支給方法については、<u>一般職の職員</u>の例による。 <u>別表第2（第3条関係）</u> <table><tr><th colspan="7">旅 費</th></tr><tr><td><u>鉄道賃</u></td><td><u>船 賃</u></td><td><u>航空賃</u></td><td><u>車賃（1</u> <u>キロに</u> <u>つき）</u></td><td><u>日当（1</u> <u>日につ</u> <u>き）</u></td><td><u>宿泊料（1</u> <u>夜につ</u> <u>き）</u></td><td><u>食卓料</u> <u>（1夜</u> <u>につ</u></td></tr></table>	旅 費							<u>鉄道賃</u>	<u>船 賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃（1</u> <u>キロに</u> <u>つき）</u>	<u>日当（1</u> <u>日につ</u> <u>き）</u>	<u>宿泊料（1</u> <u>夜につ</u> <u>き）</u>	<u>食卓料</u> <u>（1夜</u> <u>につ</u>
旅 費															
<u>鉄道賃</u>	<u>船 賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃（1</u> <u>キロに</u> <u>つき）</u>	<u>日当（1</u> <u>日につ</u> <u>き）</u>	<u>宿泊料（1</u> <u>夜につ</u> <u>き）</u>	<u>食卓料</u> <u>（1夜</u> <u>につ</u>									

改 正 後		改 正 前						
								き)
		県外 乗車に 要する 運賃(運 賃の等 級を区 分する 線路に よる場 合には2 等), 特 別急行 料金(座 席指定 料金を 含む(片 道100キ ロメー トル以 上に限 る。)) 又は急 行料金 県内 乗車に 要する 運賃	乗船に 要する 運賃(運 賃の等 級を区 分する 船舶に よる場 合には2 等) 及び 寝台料 金	航空機 の利用 に要す る運賃 (運賃 の等級 を区分 する航 空路に よる場 合には 最下級 の運賃)	37円	県外 2,800円 県内 1,300円	県外 14,000円 県内 12,000円	700円

(総社市議会等の請求によって出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償支給条例の一部改正)

第3条 総社市議会等の請求によって出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償支給条例（平成17年総社市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前										
（実費弁償） 第2条 <u>実費弁償として支給する旅費については、総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定の例による。</u> 2 <u>前項の規定による旅費のほか、日当として1日につき2,800円を支給する。</u>	（実費弁償の額） 第2条 <u>実費弁償の額は、別表のとおりとする。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、実費弁償の額については、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費（日当を除く。）の例による。</u> （その他） 第3条 <u>この条例に定めるもののほか、実費弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。</u> 別表（第2条関係） <table><tr><th><u>鉄道賃</u></th><th><u>船 賃</u></th><th><u>車賃（1キロにつき）</u></th><th><u>日当（1日につき）</u></th><th><u>宿泊料（1夜につき）</u></th></tr><tr><td><u>県外 乗車に要する運賃（運賃の等級を区分する線路による場合には2等）、特別急行料金（座席指定料金を</u></td><td><u>乗船に要する運賃（運賃の等級を区分する船舶による場合には2等）及び寝台料金</u></td><td>37円</td><td>2,800円</td><td><u>県外 14,000円</u> <u>県内 12,000円</u></td></tr></table>	<u>鉄道賃</u>	<u>船 賃</u>	<u>車賃（1キロにつき）</u>	<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>県外 乗車に要する運賃（運賃の等級を区分する線路による場合には2等）、特別急行料金（座席指定料金を</u>	<u>乗船に要する運賃（運賃の等級を区分する船舶による場合には2等）及び寝台料金</u>	37円	2,800円	<u>県外 14,000円</u> <u>県内 12,000円</u>
<u>鉄道賃</u>	<u>船 賃</u>	<u>車賃（1キロにつき）</u>	<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>							
<u>県外 乗車に要する運賃（運賃の等級を区分する線路による場合には2等）、特別急行料金（座席指定料金を</u>	<u>乗船に要する運賃（運賃の等級を区分する船舶による場合には2等）及び寝台料金</u>	37円	2,800円	<u>県外 14,000円</u> <u>県内 12,000円</u>							

改 正 後	改 正 前				
	含む（片道 100キロメー トル以上に 限る。）。） 又は急行料 金 県内 乗車 に要する運 賃				
	備考 市内居住者にあつては、日当のみを支給する。				

（総社市長及び副市長の旅費条例の一部改正）

第4条 総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
（旅費） 第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、</u> <u>包括宿泊費及び宿泊手当とする。</u>	（旅費） 第2条 旅費は、鉄道費、船賃、航空賃、<u>車賃、</u>日当、宿泊料及び食卓料と <u>し、別表に定めるところによる。ただし、公用車による県内への旅行の場</u> <u>合の日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊し</u> <u>た場合を除くほか、支給しない。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、市長及び副市長に支給する旅費については、</u> <u>総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の適用を受ける職</u>

改 正 後	改 正 前																					
2 旅費の額は、総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号。以下「職員旅費条例」という。）の規定の例による。 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旅費の額は、当該各号に定めるところによる。 （1）鉄道賃 職員旅費条例第12条各号に掲げる費用のほか、片道100キロメートル以上の旅行について、公務のため特に必要があると認めるときは、特別車両料金を支給することができる。 （2）宿泊費 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1本邦中「指定職職員等」の欄に定める額を上限とする。 （その他） 第3条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給については、<u>職員旅費条例の規定</u>の例による。	<u>員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費の例による。</u> （その他） 第3条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給<u>方法</u>については、<u>一般職の職員</u>の例による。 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="7">旅 費</th></tr><tr><th>鉄道賃</th><th>船 賃</th><th>航空賃</th><th>車賃（1 キロに つき）</th><th>日当（1 日につ き）</th><th>宿泊料（1 夜につ き）</th><th>食卓料 （1夜 につ き）</th></tr><tr><td>県外 乗車に 要する 運賃（運 賃の等 級を区 分する 線路に よる場 合には2 等）、特 別急行 料金（座</td><td>乗船に 要する 運賃（運 賃の等 級を区 分する 船舶に よる場 合には2 等）及び 寝台料 金</td><td>航空機 の利用 に要す る運賃 （運賃 の等級 を区分 する航 空路に よる場 合には 最下級 の運賃）</td><td>37円</td><td>県外 2,800円 県内 1,300円</td><td>県外 14,000円 県内 12,000円</td><td>700円</td></tr></table>	旅 費							鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃（1 キロに つき）	日当（1 日につ き）	宿泊料（1 夜につ き）	食卓料 （1夜 につ き）	県外 乗車に 要する 運賃（運 賃の等 級を区 分する 線路に よる場 合には2 等）、特 別急行 料金（座	乗船に 要する 運賃（運 賃の等 級を区 分する 船舶に よる場 合には2 等）及び 寝台料 金	航空機 の利用 に要す る運賃 （運賃 の等級 を区分 する航 空路に よる場 合には 最下級 の運賃）	37円	県外 2,800円 県内 1,300円	県外 14,000円 県内 12,000円	700円
旅 費																						
鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃（1 キロに つき）	日当（1 日につ き）	宿泊料（1 夜につ き）	食卓料 （1夜 につ き）																
県外 乗車に 要する 運賃（運 賃の等 級を区 分する 線路に よる場 合には2 等）、特 別急行 料金（座	乗船に 要する 運賃（運 賃の等 級を区 分する 船舶に よる場 合には2 等）及び 寝台料 金	航空機 の利用 に要す る運賃 （運賃 の等級 を区分 する航 空路に よる場 合には 最下級 の運賃）	37円	県外 2,800円 県内 1,300円	県外 14,000円 県内 12,000円	700円																

改 正 後	改 正 前						
	<u>席指定</u> <u>料金を</u> <u>含む。</u> <u>(片道</u> <u>100キロ</u> <u>メートル</u> <u>以上に</u> <u>限る。))</u> <u>又は急</u> <u>行料金</u> <u>県内</u> <u>乗車に</u> <u>要する</u> <u>運賃</u>						

(総社市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条項等並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

改 正 後	改 正 前
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その勤務地を離れて旅行し、又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (2) <u>赴任</u> 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他任命権者が認めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転勤を命ぜられた職員のうち、市町村にわたって転勤を命ぜられたものその他任命権者が認めるものがその転勤に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。 (3) <u>家族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 (4) <u>遺族</u> 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (5) <u>旅行役務提供者</u> 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。）第2条第1項に定めるもの（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務等を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。 （旅費の支給） 第3条 職員が<u>出張</u>し、又は<u>赴任</u>した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が<u>出張又は赴任のための旅行中に退職</u>、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要と	第2条 この条例において、「<u>遺族</u>」とは、<u>職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいい、「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）をいうものとする。</u> （旅費の支給） 第3条 職員が<u>旅行</u>した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が<u>旅行中に退職</u>、免職（<u>罷免を含む。</u>）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職<u>者</u>等に伴う旅行を必要としな

改正後	改正前
しない場合を除く。)には、当該職員 (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族 3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは同法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4及び5 略 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。 7 略 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。 (旅行命令等) 第4条 略 2 略 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。 4～6 略 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 略 2 略 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更を申請せず、又は申請をしたが変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費	い場合を除く。)には、当該職員 (2) 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族 3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは同法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4及び5 略 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。 7 略 (旅行命令等) 第4条 略 2 略 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。 4～6 略 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 略 2 略 3 旅行者が前項の規定による旅行命令等の変更を申請せず、又は申請をしたが変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費の

改 正 後	改 正 前
のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、</u> <u>包括宿泊費、宿泊手当、転居費、赴任滞在費及び家族移転費とする。</u> (旅費の計算) 第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に</u> <u>定める種類及び内容に基づき、</u>最も経済的な通常の経路及び方法により旅 行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他 やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行 し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	みの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食</u> <u>卓料とする。</u> <u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u> <u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ、</u> <u>1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u> <u>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u> <u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> <u>8 食卓料は、水路旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> (旅費の計算) 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅 費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事 情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、 その現によった経路及び方法によって計算する。 第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほ</u> <u>か、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災</u> <u>その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあって</u> <u>は400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅</u> <u>行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日</u> <u>数を超えることができない。</u> <u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたと</u> <u>きは、これを1日とする。</u> <u>3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第</u> <u>1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u> 第9条 <u>旅行者が、同一の地域（第2条に規定する地域区分による地域をい</u> <u>う。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に</u> <u>到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超</u> <u>える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合にはその超</u> <u>える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの額から減じた額に</u>

改 正 後	改 正 前
<u>第 8 条 略</u> <u>第 9 条</u> 旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費請求の手続) <u>第 1 0 条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の<u>支給を受けた旅行者</u>でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の<u>支払を受けようとする旅行役務提供者</u>は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちからその書類を提出しなかったために旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。 2～5 略 <u>第 1 1 条 略</u> (鉄道賃) <u>第 1 2 条</u> 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道をいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	よる。 <u>2 同一地域に滞在中一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u> <u>第 1 0 条 略</u> <u>第 1 1 条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空費又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費請求の手続) <u>第 1 2 条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費の<u>額のうちからその書類を提出しなかったために旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u> 2～5 略 <u>第 1 3 条 略</u> (鉄道賃) <u>第 1 4 条</u> 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、特別急行料金（座席指定料金を含む。以下同じ。）又は急行料金による。 (1) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u> (2) <u>運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、2 等の運賃</u> (3) <u>県外に旅行する場合において、特別急行料金又は急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、その乗車に要</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(1) 運賃</u> <u>(2) 急行料金</u> <u>(3) 寝台料金</u> <u>(4) 座席指定料金</u> <u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> (船賃) 第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 寝台料金</u> <u>(3) 座席指定料金</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> (航空賃) 第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	<u>する特別急行料金又は急行料金</u> 2 <u>前項第3号に規定する特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上とする。</u> (船賃) 第15条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金による。 <u>(1) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合には、2等の運賃</u> <u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> (航空賃) 第16条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。 <u>(1) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(1) 運賃</u> <u>(2) 座席指定料金</u> <u>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(その他の交通費)</u> <u>第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> <u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の</u>	<u>(車賃)</u> <u>第17条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u> <u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> <u>3 前項の規定により通算した路程1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>(日当)</u> <u>第18条 日当の額は、別表の定額による。ただし、公用車による県内への旅行の場合の日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しない。</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第19条 宿泊料の額は、別表の定額による。</u> <u>2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>(食卓料)</u> <u>第20条 食卓料の額は、別表の定額とする。</u> <u>2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>（3）前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>（4）前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、出張を命ぜられた職員が、公務上の必要により旅行命令権者の承認を受けて私有自動車を使用して旅行した場合の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。</u> <u>3 前項の規定による交通費の額は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>（宿泊費）</u> <u>第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1本邦中「職務の級が十級以下の者」の欄に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）を上限とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があると市長が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>（包括宿泊費）</u> <u>第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、第12条から第15条までに規定する当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。</u> <u>（宿泊手当）</u> <u>第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する費用について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、宿泊手当の額は、当該各号に定める額とする。</u> <u>（1）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> <u>前項に定める定額の3分の2の額</u> <u>（2）朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合</u> <u>前項に定める定額の3分の1の額</u> <u>3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をい</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>う。)に宿泊するときは、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u> <u>(転居費)</u> <u>第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定される額とする。</u> <u>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積もりをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> <u>(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> <u>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u> <u>2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u> <u>(赴任滞在費)</u> <u>第20条 赴任滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、7夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u> <u>(家族移転費)</u> <u>第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に定める額とする。</u> <u>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び赴任滞在費の合計額に相当する額</u> <u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更</u>	

改 正 後	改 正 前
に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。 (市内旅行の旅費) 第22条 略 (退職者等の旅費) 第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日の翌日から3箇月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に定める旅費とする。 (1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から本庁所在地までの前職務相当の旅費 (2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費 (遺族の旅費) 第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に定める旅費とする。 (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費 (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。 (外国旅行) 第25条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例に準じて、その都度市長が定め	(市内旅行の旅費) 第21条 略 (総社市以外の同一地域内の旅行の旅費) 第22条 総社市以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。 (外国旅行) 第23条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第3章の規定の例に準じて、その都度市長

改 正 後	改 正 前										
る。 （旅費の調整） <u>第 2 6 条 略</u> <u>2 前項に定めるもののほか、講習，研修等の出張については旅行命令権者において旅費を減額し，又は支給しないことができる。</u> <u>3 各任命権者は，職員が次に掲げる者に同行して宿泊しなければ公務上支障を来すときは，これらの者の旅費に相当する旅費を支給することができる。</u> （1）～（6）略 （7）市長，<u>副市長及び政策監</u> （その他） <u>第 2 7 条 略</u>	が定める。 （旅費の調整） <u>第 2 4 条 略</u> <u>2 各任命権者は，職員が次に掲げる者に同行して宿泊しなければ公務上支障を来すときは，これらの者の旅費に相当する旅費を支給することができる。</u> （1）～（6）略 （7）市長及<u>び副市長</u> （その他） <u>第 2 5 条 略</u> <u>別表（第 1 6 条～第 1 9 条関係）</u> <table><tr><th><u>車賃（1キロにつき）</u></th><th><u>日 当（1日につき）</u></th><th><u>宿泊料（1夜につき）</u></th><th><u>食卓料（1夜につき）</u></th></tr><tr><td rowspan="2"><u>37円</u></td><td><u>県外2,300円</u></td><td><u>県外13,000円</u></td><td rowspan="2"><u>700円</u></td></tr><tr><td><u>県内1,200円</u></td><td><u>県外11,000円</u></td></tr></table>	<u>車賃（1キロにつき）</u>	<u>日 当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>食卓料（1夜につき）</u>	<u>37円</u>	<u>県外2,300円</u>	<u>県外13,000円</u>	<u>700円</u>	<u>県内1,200円</u>	<u>県外11,000円</u>
<u>車賃（1キロにつき）</u>	<u>日 当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>食卓料（1夜につき）</u>								
<u>37円</u>	<u>県外2,300円</u>	<u>県外13,000円</u>	<u>700円</u>								
	<u>県内1,200円</u>	<u>県外11,000円</u>									

(総社市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 総社市政策監の設置等に関する条例(平成28年総社市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(旅費) 第11条 政策監の旅費については、<u>総社市長及び副市長の旅費条例(平成17年総社市条例第42号)の規定</u>の例による。	(旅費) 第11条 政策監の旅費については、<u>総社市の特別職の職員</u>の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定による改正後の総社市職員等の旅費に関する条例（以下「新職員旅費条例」という。）第 19 条及び同条に関する規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定については、公布の日。以下「施行日」という。）以後に新職員旅費条例第 4 条第 1 項の旅行命令権者が同項の旅行命令等を発する旅行及び新職員旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の総社市職員等の旅費に関する条例（以下「旧職員旅費条例」という。）第 4 条第 1 項の旅行命令権者が同項の旅行命令等を発した旅行及び旧職員旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。